

# 第 52 期（令和 2 年度）熊本地方最低賃金審議会

## 第 52 期第 10 回 本審 議事録

- 1 日 時 令和 2 年 8 月 5 日（水） 14 時 00 分～15 時 00 分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎 B 棟 2 階 大会議室
- 3 出席者  
（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、高峰委員、  
本田委員、山田委員  
（労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、  
花岡委員、山本委員  
（使用者代表委員） 岩田委員、加島委員、近藤委員、  
原委員、渡邊委員

【事務局】（熊本労働局） 木下労働局長、佐保労働基準部長、中野賃金室長、嘉悦賃金指導官、辛川給付調査官

- 4 議 題  
（ 1 ）熊本県最低賃金の改正決定について（報告、答申）  
（ 2 ）その他
- 5 議事内容

賃金指導官 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より第 5 2 期第 1 0 回熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の委員のご出席は 1 5 名でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

では、ここで恐れ入りますが、マスコミ、報道機関の方は一旦ご退出をお願いできますでしょうか。

（マスコミ 退室）

賃金指導官        それでは、会長に議事進行をお願いいたします。高峰会長よろしく  
お願いいたします。

会長                議題に入ります前に、熊本最低賃金審議会運営規定第7条第  
1項に基づきまして、本日の議事録署名人を指名いたします。労  
側は山本委員、使側は加島委員にお願いいたします。よろしいでしょ  
うか。

山本委員、加島委員        はい。

会長                それでは、議題に入ります。熊本県最低賃金改正につきまして、  
第5回専門部会を今日の午前中開きました。残念ながら全会一  
致での結審とはなりませんでした。そこで専門部会の報告に基  
づきまして、この本審において審議をお願いすることになりました。  
した。

まず、事務局より専門部会報告書を朗読していただいた後、部  
会長を務めました私から審議経過等について報告をさせていた  
だきたいと思います。

賃金指導官        それでは、朗読をさせていただきます。

令和2年8月5日

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰 武 殿、熊本地方最低  
賃金審議会熊本県最低賃金専門部会部会長 高峰 武

熊本県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月10日、熊本地方最低賃金審議会  
において付託された熊本県最低賃金の改正決定について、慎重  
に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので  
報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記の  
とおりある。

記

- 1 公益代表委員 倉田賀世 高峰武 山田千明
- 2 労働者代表委員 児玉智勝 猿渡研一 山本寛
- 3 使用者代表委員 加島裕士 原悟 渡邊純一

別紙1

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域 熊本県の区域
  - 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
  - 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
  - 4 前号の労働者にかかる最低賃金額 1時間793円
  - 5 この最低賃金において賃金に参入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
  - 6 効力発生の日 令和2年10月1日
- 以上でございます。

会長

それでは、私の方から審議経過について報告いたします。今日、残念ながら採決ということになりました。可能な限り使用者側、労働者側が一致した形で熊本県の最低賃金のアップ額を決めたかったんですけども、それがかないませんでした。なぜ、かなわなかったかということを含めて、共通の理解とするために少し数字も含めながら、報告をしたいと思います。

まず、専門部会を5回開きました。使用者側は、最初の金額提示はプラスゼロ円で行っていただきました。使用者側の主張をまとめますと、熊本県は4年前の熊本地震がありまして、復旧復興が進んできてはいるが、まだ途上にある。そこに、今新型コロナという今まで経験したことがなかったものの被害を受けている。それに加えて、この7月は人吉球磨地方、球磨川流域が中心になりますけれども、これまでに経験したことがなかった豪雨災害を受けたんだと。この三重苦の中で経営者は心が折れそうぐらいになっている。そういう中では、この最低賃金を上げる状況にはないということでありました。この「プラスゼロ円」なんですけれども、これは実は、本来ならばマイナスと言いたかったのをあえてゼロに引き上げたというふうに理解して欲しいという趣旨で、いずれにしろ、熊本地震、コロナ、豪雨という三重苦の中でも、雇用を何とか守りたい、そういうことでプラスゼロ円という判断でありました。

これに対して、労働者側は当初プラス24円の提示がありました。これは、いろいろ数字の根拠はありましたが、今までの流れでいいますと、中賃の目安も含めてそうなんですけども、全国の最賃額加重平均を考えながら、年で3%程度の引上げをしていたと、その790円の3%を掛けると大体その辺の数字になっていくということ。それから春闘の結果や県内の高卒

女性の初任給の時間額等を加味してプラス24円という提示がありました。

その後、何回か公使、公労会議を専門部会内で開きました。労働者側は、その後使用者側と折り合える金額を検討したいということで、プラス24円からプラス14円という提示がありました。これは、春闘の従業員規模300人以上の企業の賃上げ率等々を参考にした数字でありまして、それに対して使用者側は、やはりプラスゼロ円を維持するのだということでありまして、それぞれに公労会議、公使会議を重ねて開催しました。公益の考えも伝えながら、何とか労側使側双方が賛成できる数字がないものかということで議論を重ねました。

それに対して、労働者側はプラス10円という提示がありました。これは2012年の雇用戦略対話というのがありましたが、その中に「2020年に時間額800円を達成する」という目標値がありました。それからするとプラス10円という数字が出てくる。それから、影響率の観点の話もありました。これは実際に最低賃金が上がったときにどれだけの労働者が影響を受けるかというもので、プラス10円までは影響率6.6%台で、これがプラス11円になってくると今度は11.8%と大きな影響がある。その手前のところであればそのクッションにもなるんじゃないかということで、プラス10円ということでありました。これに対して、使用者側の方は、労働者側の気持ちは分かるけども、いずれにしろ私たち使側とすればプラスにする要因がないということでこう着状態になりました。

そこで、私どもとしては使側、労側、公益も一緒になって全会一致の結論を出したかったですけれども、こう着状態を脱するため公益の見解を出してほしいという話がありましたので、公益の見解を出しました。少し重複するかと思いますが、公益の考え方をご説明したいと思います。

先ほどから出ています三重苦というのはよく分かる。実際、特に新型コロナのこれからの被害、これからの広がりですね、これが確かに予測できないということがある。ただし、マイナスの要素だけでもないですよということです。例えば、今度の豪雨災害についても、政府のさまざまな支援策が具体化してきている。例えば、旅館辺りを避難所に使うといったような、今まで例のなかったことがあったり、あるいは熊本地震の時も大きな支えにな

った「グループ補助金」というものがありましたけれども、それをもう少し簡素化して手続きを分かりやすく対応できるようにすると、何かそういう目に見える支援策も出てきていますね。

それから、熊本の有効求人倍率が6月で1.13倍で、これは全国平均よりも高いし、この先の7月、8月でどうなるか分かりませんが、今私たちが手元に持っている数字では1.13倍は九州の中でトップクラスだということ。

それから、皆さんも感じておられると思いますけども、熊本駅前で進んでいる再開発、あとは御船のインターチェンジのところにコストコさんが出店予定であることなど、暗い話だけでもないですねと、そういうことがありました。

そういう全体の状況の中で、公益委員としては基本的に2つの課題に取り組むべきという共通認識でした。その1つは地域間格差の是正であります。今度の中賃の見解を読めば、目安を出すまでは至らなかったが、各地域でその経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ適切に審議してほしいということでもあります。ということは、各地方でそれぞれの課題に向き合っほしいという、そういうメッセージもあるのかなと公益は考えました。もう1つが、全国最下位から脱することです。熊本はA、B、C、Dという4つのランクがある中で、最低のDランクの地域にありました。さらにそのDランクの中でも最低の最賃額であるということ。以前、熊本は最低のDランクの中での最低ではないという時期も瞬間的にあったのですけれども、今は全国最下位なんだと。

今年は先ほどお話しした「熊本地震、コロナ、水害」という3つの問題を抱えながら、この地域間格差をどう是正していくか。特に隣の福岡と今51円離れています。福岡と熊本は経済規模が違うという議論も随分ありました。それはそうなんですけれども、お隣の福岡県への人材流出等々を考えてこのままでいいのかということ。それから、熊本が全国最低のままでいいのか。この2点が公益の考える1つの基軸でありました。ただ、これまでのように3%のアップはやっぱり無理だよと、中賃が目安も示せなかったように、既にそういう経済状態にはないと。さらに、最賃引上げ額をどうするかという問題があり、例えば使用者側はこれまで賃金改定状況調査の第4表の賃上げ率を参考にされてきました。今年は、第4表では確か0.9%なんです。7

90円にこの0.9%を掛けると7円。この7円もやはり今年  
の最賃引上げ額とすると高いという思いが正直なところがあり  
ました。

そこで、参考にしましたのは島根県です。熊本と同じDグル  
ープの島根県がプラス2円でありました。次いで参考にしたのが、  
お隣の福岡県でした。ここがプラス1円。2つの課題でいいます  
と、地域間格差の是正というのが福岡の問題。全国最低のままで  
いいのかというのが島根の問題。この2つを参考に、何とか  
労使で一致した形で島根水準が実現できないのかなということ  
で、いろいろお話ししたんですけれども、そこには労使とも合意  
に達しませんでした。

そこで、私ども公益委員としては、プラス3円を提示いたしま  
した。ではなぜプラス3円なのか、言い方を変えるとなぜプラス  
4円ではないのかということになります。影響率を考えますと、  
プラス3円と4円は実は一緒なんです。だから、波及効果は別な  
んですけれども、直接の賃上げでいえばプラス3円にしても6.  
5%、それから、プラス4円にしても6.5%で全く同じ影響率  
です。これがプラス5円にすると6.6%になっていく。それで  
いえば、プラス4円でもいいのですが、使用者側がいろいろ訴え  
てこられた熊本が今抱えている問題の切実さ、経営者の心が折  
れるという表現もありましたがこれを考えれば、やっぱりそれ  
は配慮をしたいというのがありました。もう一つは、今全国で最  
賃の審議をしていますけれども、やっぱりプラス4円という数  
字が持っているインパクトは大きいよねということがありまし  
た。

それから逆に、なぜプラス2円では駄目なのかということをお  
話しします。1つは先ほど申しましたように、プラス2円であ  
ると島根と一緒に最賃額でありまして、全国最低からやっぱり  
抜けられない可能性が高い。今後、ほかの九州各県はどうなるか  
分かりませんが、いずれにしてもプラス2円であると島根  
と同じ最賃額になってしまう。それから、福岡との最賃額の格差  
が今51円あるんですけれども、福岡がプラス1円での答申とな  
っているため、熊本がプラス2円では1円の縮小にしかならな  
い。加えて、先ほども、言いましたが、熊本も駅前開発とかコス  
トコとか明るい材料が全くないわけではないということも総合  
的に勘案して、プラス3円という数字を公益の提案といたしま

した。

その際、私どもの発案として、今回の議論を受けて必要と考えられる労働政策の整備や充実等を求めることについて、熊本労働局長に熊本地方最低賃金審議会として建議をするという内容の文書を出すということをご提案いたしました。

このような議論を踏まえて採決をいたしました。残念ながら、採決では全会一致とはならず、賛成多数でプラス3円で決定したという経緯であります。この採決結果にはため息をつかれた委員もおられまして、清々しさはないんですけども、やっぱり私どもとしては、このプラス3円という結論には、2020年時点のいろんなマイナスの状況がある熊本県で、その最低賃金がどうあるべきかということについての全国に向けたメッセージを込めたつもりであります。

以上が報告であります。

それでは、順番に従って、この専門部会の報告に対する採決を行いたいと思います。専門部会の決定が全会一致によるものではなく、採決による決定となったので、この本審での採決が必要となります。

それでは、事務局に定足数の確認等をお願いします。

賃金指導官

ただ今の委員のご出席は15名でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会長

ありがとうございます。それでは、挙手の方法によって採決を行いますので、よろしく願いいたします。

使側委員

1つ質問いいですか。

会長

はい、どうぞ。

使側委員

島根はもう結審をされてるということで、九州のほかのところはまだですね。

会長

その辺は事務局同士で情報交換をしておりますので事務局から説明をお願いします。今日、今の時点で決まったところはあり

ますか。

賃金室長 九州内では今のところ、福岡以外に結審に至ったという情報は入っておりません。九州内の他県は答申予定日を8月7日としているところが多いようですので、今のところは情報がございません。なお福岡はプラス1円で結審しており、これは採決によるものです。

会長 ほかに、CランクとBランクで結審に至った県もあるようです。新潟がプラス1円、岐阜がプラス1円ということです。

使側委員 ということは、九州は福岡を除いてほぼ同じ最賃額になる可能性が非常に高いということですね。

会長 各県でもそれぞれお悩みになるんだろうと思います。  
それでは、挙手の方法によりまして採決を行います。よろしく  
お願いいたします。  
先ほどの専門部会の報告に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手あり)

会長 賛成何名ですか。

賃金指導官 9名です。

会長 賛成が9名です。  
それでは、専門部会の報告に反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手あり)

賃金指導官 5名です。

会長                    それでは、事務局から採決の結果を報告してください。

賃金指導官            それでは、採決の結果を報告いたします。採決の際の委員の出席は、会長を含めて15名でございました。会長は最低賃金審議会令第5条第3項により、可否同数のときに決裁権を持っていることから委員として評決に加わらないとされ、採決につきましては会長を除く出席者全員を採決の基礎数とするとされております。その結果、採決の基礎数は14名。賛成が9名、反対が5名。よって、賛成多数となりましたことを報告いたします。  
以上でございます。

会長                    ありがとうございました。それでは、過半数の委員の賛成となりましたので、専門部会の報告の通りに決議をされましたということになります。

ただ今の採決により結審いたしましたので、答申文を作成することにいたします。事務局に答申文(案)朗読をお願いいたします。

賃金指導官            それでは、朗読させていただきます。

(案)熊賃審発第10号 令和2年8月5日 熊本労働局長  
木下 正人 殿、熊本地方最低賃金審議会会長 高峰 武  
熊本県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は令和2年7月10日付 熊労発基0710第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

- (案)別紙1 熊本県最低賃金
- 1 適用する地域 熊本県の区域
  - 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
  - 3 適用する労働者 前号の使用主に使用される労働者
  - 4 前号の労働者にかかる最低賃金額 1時間793円
  - 5 この最低賃金において賃金に参入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
  - 6 効力発生の日 令和2年10月1日
- 以上でございます。

会長                   ただ今の答申文(案)について何かご意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

                          それでは、ご承認をいただきましたので、熊本労働局長に私の方から答申をさせていただきます。

(マスコミ入室)

労働局長            それでは、ただ今、会長から答申をいただきましたので、お礼のあいさつをさせていただきますと思います。

                          本年7月10日に諮問させていただきました熊本県最低賃金の改正決定につきまして、委員の皆様方にはお忙しい中、また梅雨明け以降の厳しい暑さの中、5回に渡りまして精力的に調査審議をしていただきまして本当にありがとうございます。また今年も、皆様のご存じの通り新型コロナウイルス感染症の拡大や令和2年7月豪雨災害といったこれまでに経験したことのない状況の中で、このように早期発効が可能な形での答申をいただきましたことに関しまして、本当にお礼を申し上げたいと思います。いわば貴重な報告書をいただいたと思ひまして、これを大事に取り扱って、発効までの手続きをしていきたいと思っております。

                          先ほど、会長から審議経過のご説明がありましたように、労使ともども真摯にお互いにリスペクトしながら議論を尽くしていただいた結果、公益見解の基に答申をいただきましたので、答申額が確定した場合には、円滑な施行に向けまして、周知等、中小企業の支援に努めます。

                          また、建議を添えて答申をいただくことは会長から話がありましたので、われわれもさまざまな支援策を機能的に活用し、かつ熊本県とも連携を取りながらこの新しい最低賃金額が円滑に遂行されるよう、精一杯頑張ったいというふうに思っていたところでございます。また、最低賃金がしっかりと遵守されるようにも努めてまいりたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

賃金指導官           それでは、ここで申し訳ありませんけれども、マスコミ報道機関の方におかれましてはご退出をお願いいたします。

(マスコミ 退室)

会長

ありがとうございました。今年は、使用者側、労働者側、それぞれからいろんな見解のご主張があったと思いますけれども、5回の審議はそういう意味でも無駄ではなかったなという気がしています。5回の回数を重ねたこと、そしてそこで議論されたことを私たちもしっかりと受け止めながら、この熊本県の最低賃金はどうあるべきかという議論をまた来年以降も続けていくこととなりますので、今年の議論を生かしていきたいと思いません。

それでは、次の議題に入ります。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての答申の件でございます。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、本日開催されました第1回運営小委員会で審議をし、全会一致で必要性ありとの結論が出されておりますので、運営小委員会委員長の私から、審議の経過を報告をいたします。

まず6月26日に3産業から改正決定の申出がありました。7月10日にその改正決定の必要性有無の諮問が行われました。特定最低賃金の決定等の必要性について諮問された場合は、審議会は全会一致の議決に至るよう努力することが必要とされており、これは昭和57年1月14日の地方最低審議会答申の了解事項です。現在までのところ、全会一致以外の運用はされていません。それから、必要性ありとなった場合、地域別の最低賃金を超える額で答申をされなければなりません。つまり、今回は地域別最低賃金が3円アップになりますので、特定最低賃金はそれぞれが793円を超える額で答申をしなければいけないというスキームになっております。

本日13時30分から運営小委員会を開催いたしまして、労働協約ケースで申出がなされた特定最賃の3産業につきまして、改正決定の必要性有無の審議を行いました。3産業とも基幹的労働者の概ね3分の1のものが最低賃金に関する労働協約の適用を受け、その当事者の合意による申出であることが確認され、必要性ありと全会一致で議決されました。

以上、経過報告をいたします。

それでは、報告文を事務局から朗読してください。

賃金指導官

それでは、朗読させていただきます。

令和2年8月5日 熊本地方最低賃金審議会会長 高峰 武

殿、熊本地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 高峰武

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金他 2 件の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は令和 2 年 7 月 1 0 日熊本地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金、および熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりある。

記

1 公益代表委員 倉田賀世 諏佐マリ 高峰武 本田悟士  
山田千明

2 労働者代表委員 児玉智勝 猿渡研一 山本寛

3 使用者代表委員 加島裕士 原悟 渡邊純一

以上でございます。

会長

ただ今の報告文について、何かご質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

それでは、運営小委員会の報告を受けまして、本審議会として答申を行うため審議をいたします。何かご意見等はございませんでしょうか。特段ありませんか。

それでは、意見等がございませんようでしたら、答申文の取りまとめを行いたいと思います。

事務局は答申文（案）を配布して、朗読をお願いします。

賃金指導官

それでは、朗読させていただきます。

（案）熊賃審発第 1 1 号 令和 2 年 8 月 5 日 熊本労働局長  
木下 正人 殿、熊本地方最低賃金審議会会長 高峰 武

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金他 2 件の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は令和 2 年 7 月 1 0 日付をもって、最低賃金法第 2 1 条の規定に基づき、貴職から諮問があった下記の最低賃金の

改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記

1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める

2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める

3 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金について、改正決定することを必要と認める

以上でございます。

会長

ただ今の答申文(案)について何かご質問はございませんでしょうか。ないようですので、ご覧の通り答申をまとめてよろしいでしょうか。

それでは、これから熊本労働局長に答申をいたします。

ただ今、局長に対して必要性ありの答申を行いましたので、次に第3番目の議題であります熊本県特定最低賃金の改正決定についての諮問でございます。それでは、局長お願いいたします。

労働局長

お願いします。

会長

ただ今、諮問文を頂戴いたしました。各委員のお手元に今、諮問文の写しが配布されていますが、議事録に中身を留めるために、事務局に朗読をお願いいたします。

賃金指導官

それでは、朗読させていただきます。

熊労発基0805第1号 令和2年8月5日 地方最低賃金審議会会長 高峰 武 殿、熊本労働局局長 木下 正人

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年熊本労働局最低賃

金公示第3号)

2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号）

3 熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第2号）

以上でございます。

会長

それでは、今後の取り扱いですけれども、最低賃金法第25条第2項に基づきまして、3つの特定最低賃金専門部会を設置し、審議をお願いすることにいたします。つきましては、特定最低専門部会委員の任命と関係者からの意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

特定最低賃金専門部会委員の任命についてご説明いたします。まず、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会委員及び熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会委員の任命でございますが、最低賃金審議会令第6条第4項で準用いたしております同令第3条に規定されております。「労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係者（関係者の団体を含む）に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とされております。

この規程に基づきまして、8月7日金曜日から8月26日水曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板に、専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行う予定にしております。また、併せて熊本労働局ホームページにも掲載することとしております。専門部会の日程調整のため、できるだけ早い推薦手続のご協力をよろしく願いいたします。

次に、関係者からの意見聴取でございますが、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条に規定されております。「最低賃金審議会は、最低賃金の決定またはその改正、もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」「都道府県

労働局長は調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこと、意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は、一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべきことを公示するものとする。」とされております。

この規定に基づきまして、8月7日金曜日から8月26日水曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板に、関係者からの意見聴取に関する公示を行う予定に致しております。また、併せて熊本労働局のホームページにも掲載することとしております。

以上でございます。

会長

労使関係者の皆様におかれましては、専門部会委員の推薦の手続きに、できるだけ早いご協力をお願いいたします。ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、第4番目の議題に入ります。これは、専門部会における決議の取り扱いに係る議題であります。最低賃金審議会令第6条第5項で、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されております。

それで従来通り、各特定最低賃金専門部会が全会一致で議決した場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、各特定最低賃金専門部会の決議をもって当審議会の決議とするとしてよろしいでしょうか。

つまり、これは専門部会が全会一致で議決した場合は、本審の決議とするという趣旨であります。よろしいでしょうか。

全員

はい。

会長

ありがとうございます。それでは、各専門部会で全会一致だった場合には、審議会令第6条第5項を適用することにいたします。

次に、第5番目の議題です。特定最低賃金審議予定の確認でございます。事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

特定最低賃金審議予定の確認についてでございます。改正決定についての諮問が行われましたので、法令の規定により特定

最低賃金専門部会を設置することになります。そのため、先ほど申しました通り、労働者側委員、使用者側委員の推薦公示を8月26日水曜日まで行わせていただきます。

今年は10月14日水曜日までに答申を終えなければ、12月15日の発効となりませんので、ご協力のほどお願い申し上げます。この間の日程調整につきましては、今後メール等をお願いすることになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会長

ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。特にありませんか。

以上で、予定されておりました議題は全て終了いたしました。ほかに何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局の方から次回の審議会等について説明をお願いいたします。

賃金室長

それでは、説明させていただきます。本日、地域別最低賃金が答申の運びとなりましたので、本日8月5日から異議申出の公示を行います。公示期間は8月20日木曜日までと定めております。異議申出が提出されますと、異議申出に係る審議を行うこととなりますので、公示期間後の8月21日金曜日、午前10時より、第11回本審をA棟1階大会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会長

了解しました。最近、異議申出というのは毎年出ていますか。

賃金室長

はい。毎年出ています。

会長

はい、分かりました。異議申出があれば本審を開催し審議をするということになります。

最後になりましたけれども、本日の議事録及び資料の公開等についてお諮りします。今日の議事録および資料は、公開ということによろしいでしょうか。

全員                    はい。

会長                    それでは、公開とします。

以上で、本日の審議を終了したいと思いますが、先ほどもお話の中で出ましたけれども、今回の熊本県最低賃金の決定を受けて、熊本労働局長宛に建議したいと思います。できるだけ、皆さんのニュアンスも含めて、ご意見が反映されるように、それぞれ公益、労使各委員で確認しながら、最終的にいい文章にしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

今日は、専門部会の方たちは、午前中から長い間の審議でありました。こうやって審議を行うことで、また熊本県の最賃がより磨かれたものになっていくのかなと考えております。

これから、特定最賃の審議が始まります。どうぞよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。